明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（国土交通六〇）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人国立女性教育会館平成二十六事業年度財務諸表、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　四二
会社その他
会社決算公告　四四

省　令

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第一号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第六条第一項、第七条第一項ただし書、第八条第一項、第九条第一項及び第二十一条の規定に基づき、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法第四条第二項、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条並びに第十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の規定による経済産業大臣の権限　当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源（二以上の地域産業資源に係る地域産業資源活用事業計画である場合にあっては、主たる地域産業資源。以下この条において同じ。）が存在する地域を管轄する経済産業局長

二　法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による経済産業大臣の権限　当該地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該認定地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

第三条第二項中「法第四条第二項、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条並びに第十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する」を「当該各号に定める」に改め、「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の規定による総務大臣の権限　当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る地域産業資源が存在する地域を管轄する総合通信局長